

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
翌日とする)

目 次

- ◇規 則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◇教委規則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◇人委規則 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則
- 警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第七十一号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。
別表第一を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

現業職給料表

職務等級 号給	特1等級	1等級	2等級	3等級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	—	104,200	74,400	—
2	178,800	109,400	76,600	68,900
3	185,800	114,700	79,000	70,900
4	192,900	120,100	81,400	72,900
5	200,000	125,400	84,300	74,400
6	207,300	130,700	87,400	76,600
7	214,700	136,000	90,500	79,000
8	222,100	141,200	94,600	81,400
9	229,500	145,900	99,100	84,300
10	237,000	156,100	104,100	87,400
11	244,500	162,100	108,800	90,500
12	251,900	168,000	112,900	93,200
13	259,300	173,900	117,000	99,100
14	266,500	184,100	120,900	104,100
15	273,700	191,000	130,700	108,800
16	279,400	198,000	136,000	112,900
17	285,100	205,100	141,200	117,000
18	289,000	212,200	145,900	120,900
19	292,800	219,300	150,400	130,700
20	296,600	226,200	162,100	136,000
21		233,100	168,000	141,200
22		239,700	173,900	145,900
23		246,300	179,900	150,400
24		251,400	185,900	154,900
25		256,400	191,700	159,300
26		260,000	197,400	163,700
27		263,600	203,000	167,700
28		267,200	208,100	171,600
29		270,800	213,100	175,400
30			216,700	179,000
31			220,000	182,100
32			223,100	185,100
33			225,600	187,400
34			228,000	189,700
35			230,400	191,900
36			232,800	194,100

附則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。
- （最高号給を超える給料月額の変更等）

3 昭和五十三年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、知事が定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正前の現

業職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、知事の定める職員の改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、知事が定める。

(給与の内払)
 5 職員が、改正前の規則の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。(その他)
 6 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則別表

最高号給を超える職員の切替表

職務の等級	特 1 等級		1 等級		2 等級		3 等級	
	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
給 料 月 額	290,900	300,400	265,900	274,400	227,500	235,200	190,200	196,300
	294,700	304,200	269,500	278,000	229,900	237,600	192,400	198,500
	298,500	308,000	273,100	281,600	232,300	240,000	194,600	200,700
	302,300	311,800	276,700	285,200	234,700	242,400	196,800	202,900
	306,100	315,600	280,300	288,800	237,100	244,800	199,000	205,100
309,900	319,400	283,900	292,400	239,500	247,200	201,200	207,300	

教育委員会規則

鳥取県教育委員会規則第十号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

昭和五十三年十二月二十二日

現業職員の給与に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頭

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

現業職給料表

職務等級	特1等級	1等級	2等級	3等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	—	104,200	74,400	—
2	178,800	109,400	76,600	68,900
3	185,800	114,700	79,000	70,900
4	192,900	120,100	81,400	72,900
5	200,000	125,400	84,300	74,400
6	207,300	130,700	87,400	76,600
7	214,700	136,000	90,500	79,000
8	222,100	141,200	94,600	81,400
9	229,500	145,900	99,100	84,300
10	237,000	156,100	104,100	87,400
11	244,500	162,100	108,800	90,500
12	251,900	168,000	112,900	93,200
13	259,300	173,900	117,000	99,100
14	266,500	184,100	120,900	104,100
15	273,700	191,000	130,700	108,800
16	279,400	198,000	136,000	112,900
17	285,100	205,100	141,200	117,000
18	289,000	212,200	145,900	120,900
19	292,800	219,300	150,400	130,700
20	296,600	226,200	162,100	136,000
21		233,100	168,000	141,200
22		239,700	173,900	145,900
23		246,300	179,900	150,400
24		251,400	185,900	154,900
25		256,400	191,700	159,300
26		260,000	197,400	163,700
27		263,600	203,000	167,700
28		267,200	208,100	171,600
29		270,800	213,100	175,400
30			216,700	179,000
31			220,000	182,100
32			223,100	185,100
33			225,600	187,400
34			228,000	189,700
35			230,400	191,900
36			232,800	194,100

別表第三の表中「七四、九〇〇円」を「七六、六〇〇円」に、「六九、四〇〇円」を「七〇、九〇〇円」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。
2 改正後の現業職員の給与に関する規則 (以下「改正後の規則」とい

う。)の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。
(最高号給を超える給料月額の変更等)

3 昭和五十三年四月一日 (以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算

されることとなる期間は、教育委員会が定める。
(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正前の現業職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、教育委員会の定める職員の改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間

は、教育委員会が定める。
(給与の内払)

5 職員が、改正前の規則の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
(その他)

6 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則別表

最高号給を超える職員の切替表

職務の等級	特 1 等級		1 等級		2 等級		3 等級	
	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
給料月額	290,900	300,400	265,900	274,400	227,500	235,200	190,200	196,300
	294,700	304,200	269,500	278,000	229,900	237,600	192,400	198,500
	298,500	308,000	273,100	281,600	232,300	240,000	194,600	200,700
	802,300	811,800	276,700	285,200	234,700	242,400	196,800	202,900
	306,100	315,600	280,300	288,800	237,100	244,800	199,000	205,100
額	309,900	319,400	283,900	292,400	239,500	247,200	201,200	207,300

人事委員会規則

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則
をここに公布する。

昭和五十三年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十号

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する
規則

(目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十三年十二月鳥取県条例第三十六号。以下「昭和五十三年改正条例」という。）附則第三項の規定に基づき、最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関し必要な事項を定めることを目的とする。
(給料月額の切替え)

第二条 昭和五十三年改正条例附則第三項に規定する職員のうち、昭和五十三年四月一日（以下「切替日」という。）の前日におけるその者の給料月額が別表のイからチまでの表（以下「切替表」という。）の旧給料月額欄に掲げられている職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する切替表の新給料月額欄に定める

給料月額とする。

(期間の通算)

第三条 前条の規定により切替日における給料月額を決定される職員に対する切替日以後における最初の職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）第四条第八項ただし書又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十九号）附則第十四項の規定の適用については、切替日の前日におけるその者の給料月額を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間）を切替日におけるその者の給料月額を受ける期間に通算する。

(特定の職員の切替え)

第四条 昭和五十三年改正条例附則第三項に規定する職員のうち切替日の前日におけるその者の給料月額が切替表の旧給料月額欄に掲げられていない職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定めるものとする。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十三年四月一日から適用する。

別表 (第二条関係) 最高号給を超える給料月額の切替表

イ 行政職給料表の適用を受ける者

職務の等級	特 1 等級		1 等級		2 等級		3 等級		4 等級		5 等級		6 等級		7 等級	
	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
給料月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	387,400	399,100	316,100	326,000	290,900	300,400	265,900	274,400	227,500	235,200	190,200	196,300	150,100	154,900	109,400	112,900
	392,200	403,900	320,400	330,300	294,700	304,200	269,500	278,000	229,900	237,600	192,400	198,500	152,100	156,900	111,000	114,500
	397,000	408,700	324,700	334,600	298,500	308,000	273,100	281,600	232,300	240,000	194,600	200,700	154,100	158,900	112,600	116,100
	401,800	413,500	329,000	338,900	302,300	311,800	276,700	285,200	234,700	242,400	196,800	202,900	156,100	160,900	114,200	117,700
	406,600	418,300	333,300	343,200	306,100	315,600	280,300	288,800	237,100	244,800	199,000	205,100	158,100	162,900	115,800	119,300

ロ 公安職給料表の適用を受ける者

職務の等級	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級		5 等級		6 等級		7 等級	
	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
給料月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	326,600	337,200	312,000	322,600	294,500	303,900	269,900	278,700	259,500	268,200	241,300	249,000	225,900	233,000
	330,700	341,300	315,800	326,400	298,100	307,500	272,900	281,700	262,400	271,100	244,000	251,700	228,500	235,600
	334,800	345,400	319,600	330,200	301,700	311,100	275,900	284,700	265,300	274,000	246,700	254,400	231,100	238,200
	338,900	349,500	323,400	334,000	305,300	314,700	278,900	287,700	268,200	276,900	249,400	257,100	233,700	240,800
	343,000	353,600	327,200	337,800	308,900	318,300	281,900	290,700	271,100	279,800	252,100	259,800	236,300	243,400

ハ 教育職給料表(イ)の適用を受ける者

職務の等級	特 1 等級		1 等級		2 等級		3 等級	
	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
給料月額額	350,500	360,800	336,900	346,800	298,200	307,300	217,800	224,600
	355,100	365,400	341,100	351,000	301,200	310,300	220,000	226,800
	359,700	370,000	345,300	355,200	304,200	313,300	222,200	229,000
	364,800	374,600	349,500	359,400	307,200	316,300	224,400	231,200
	368,900	379,200	353,700	363,600	310,200	319,300	226,600	233,400

ニ 教育職給料表(ロ)の適用を受ける者

職務の等級	特 1 等級		1 等級		2 等級		3 等級	
	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
給料月額額	331,200	341,200	311,600	321,500	286,700	296,600	192,200	198,700
	335,300	345,300	314,600	324,500	289,300	299,200	194,300	200,800
	339,400	349,400	317,600	327,500	291,900	301,800	196,400	202,900
	343,500	353,500	320,600	330,500	294,500	304,400	198,500	205,000
	347,600	357,600	323,600	333,500	297,100	307,000	200,600	207,100

ホ 研究職給料表の適用を受ける者

職務の等級	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	旧給料月額 円	新給料月額 円	旧給料月額 円	新給料月額 円	旧給料月額 円	新給料月額 円	旧給料月額 円	新給料月額 円
給料月額	386,800	398,500	279,100	288,000	232,400	240,100	188,300	194,600
	391,000	402,700	282,600	291,500	235,600	243,300	190,800	197,100
	395,200	406,900	286,100	295,000	238,800	246,500	193,300	199,600
	399,400	411,100	289,600	298,500	242,000	249,700	195,800	202,100
額	403,600	415,300	293,100	302,000	245,200	252,900	198,300	204,600

ハ 医療職給料表の適用を受ける者

職務の等級	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	旧給料月額 円	新給料月額 円	旧給料月額 円	新給料月額 円	旧給料月額 円	新給料月額 円	旧給料月額 円	新給料月額 円
給料月額	403,900	416,100	368,300	380,000	329,400	339,900	260,200	268,700
	408,700	420,900	372,600	384,300	333,100	343,600	263,300	271,800
	413,500	425,700	376,900	388,600	336,800	347,300	266,400	274,900
	418,300	430,500	381,200	392,900	340,500	351,000	269,500	278,000
額	423,100	435,300	385,500	397,200	344,200	354,700	272,600	281,100

ト 医療職給料表(白)の適用を受ける者

職務の等級	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級		5 等級		6 等級			
	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額		
給料月額額	322,200	332,100	287,100	296,600	269,600	278,000	227,000	234,700	185,600	191,700	145,300	150,100	103,000	106,500
	326,500	336,400	290,900	300,400	273,200	281,600	229,400	237,100	187,800	193,900	147,300	152,100	104,600	108,100
	330,800	340,700	294,700	304,200	276,800	285,200	231,800	239,500	190,000	196,100	149,300	154,100	106,200	109,700
	335,100	345,000	298,500	308,000	280,400	288,800	234,200	241,900	192,200	198,300	151,300	156,100	107,800	111,300
	339,400	349,300	302,300	311,800	284,000	292,400	236,600	244,300	194,400	200,500	153,300	158,100	109,400	112,900

チ 医療職給料表(白)の適用を受ける者

職務の等級	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級			
	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額		
給料月額額	310,500	320,300	271,000	279,500	242,900	250,800	206,700	213,400	176,900	182,700
	314,200	324,000	273,700	282,200	245,400	253,300	209,100	215,800	179,100	184,900
	317,900	327,700	276,400	284,900	247,900	255,800	211,500	218,200	181,300	187,100
	321,600	331,400	279,100	287,600	250,400	258,300	213,900	220,600	183,500	189,300
	325,300	335,100	281,800	290,300	252,900	260,800	216,300	223,000	185,700	191,500

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和五十三年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十一号

規則
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第四中

八八、〇〇〇円
七九、三〇〇円
七四、九〇〇円

を

九〇、五〇〇円
八一、四〇〇円
七六、六〇〇円

に改める。

別表第五中

八三、九〇〇円

を

八五、九〇〇円

に改める。

別表第六の表中

一三三、四〇〇円
一一二、八〇〇円
九七、八〇〇円
八四、九〇〇円
一三三、四〇〇円
一一二、八〇〇円

を

一三八、六〇〇円
一一六、八〇〇円
一〇〇、六〇〇円
八七、一〇〇円
一三八、六〇〇円
一一六、八〇〇円

に改

め、同表の注中「九三、五〇〇円」を「九六、一〇〇円」に改める。

別表第七中

一三三、四〇〇円
一一二、八〇〇円
九七、八〇〇円
八四、九〇〇円
一三三、四〇〇円
一一二、八〇〇円
九七、八〇〇円
八四、九〇〇円
九六、二〇〇円
八四、九〇〇円
七九、二〇〇円

を

一三八、六〇〇円
一一六、八〇〇円
一〇〇、六〇〇円
八七、一〇〇円
一三八、六〇〇円
一一六、八〇〇円
一〇〇、六〇〇円
八七、一〇〇円
九九、〇〇〇円
八七、一〇〇円
八一、〇〇〇円

に改める。

別表第八中

一三三、六〇〇円
一一三、〇〇〇円
一〇二、〇〇〇円
八九、三〇〇円
七九、五〇〇円

を

一三八、八〇〇円
一二七、七〇〇円
一〇五、七〇〇円
九一、九〇〇円
八一、六〇〇円

に改める。

九七、八〇〇円
八四、九〇〇円
九六、二〇〇円
八四、九〇〇円
七九、二〇〇円

一〇〇、六〇〇円
八七、一〇〇円
九九、〇〇〇円
八七、一〇〇円
八一、〇〇〇円

別表第九中

一九三、六〇〇円
一五三、一〇〇円
一三〇、二〇〇円
一二三、三〇〇円

を

二〇〇、九〇〇円
一五九、一〇〇円
一三五、二〇〇円
一二八、〇〇〇円

に改める。

別表第十中

九〇、六〇〇円
八六、二〇〇円
七九、八〇〇円
九〇、六〇〇円
八六、二〇〇円
七九、八〇〇円
八六、二〇〇円
七九、三〇〇円
七九、八〇〇円
七九、三〇〇円
七五、〇〇〇円
九〇、六〇〇円
七九、八〇〇円
七五、〇〇〇円

を

九三、一〇〇円
八八、六〇〇円
八八、六〇〇円
九三、一〇〇円
八八、六〇〇円
八八、六〇〇円
八八、六〇〇円
八八、六〇〇円
七九、二〇〇円
八一、九〇〇円
七九、二〇〇円
七六、七〇〇円
九三、一〇〇円
八一、九〇〇円
七六、七〇〇円

に改める。

別表第十一中

九六、六〇〇円
九二、六〇〇円
九二、六〇〇円
八八、八〇〇円
七七、九〇〇円

を

一〇〇、〇〇〇円
九五、七〇〇円
九五、七〇〇円
九一、七〇〇円
八〇、一〇〇円

に改め

る。

別表第十三の公安職給料表の項二等級の欄中

「一八号給」を

「一

九号給

に改め、同項五等級の欄中

「一五号給」を

「一四号給」を

に改め、同表の教育職給料表(一)の項三等級の欄中

「一九号給」を

「一八号給」

に改め、同表の教育職給料表(二)の項二等級の欄中

「二七号給」

「を」

「二八号給」

に改め、同表の医療職給料表(二)の項五等級の欄中

「一二号給」

「を」

「一一号給」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十二号

職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員給与の支給に関する規則(昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「六十九万円」を「七十万円」に、「五万七千五百円」を「五万八千三百三十四円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十三号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「百分の十二」の下に「(教育職給料表の適用を受ける職員のうち、高等学校、中学校、小学校、盲学校、聾学校又は養護学校の校長の職その他の職で人事委員会が承認したものに係る区分にあつては、百分の十四)」を加える。

別表中「別表(第二条関係)」を「別表(第二条、第三条関係)」に改

め、同表の教育委員会事務局及び教育機関の教育機関の高等学校の項及び

盲学校聾学校養護学校の項中

校長

を

校長(人
教頭(人
認したも

事委員会が承
のに限る。)

に改め、同表の市町村立学校の中学校小学校の項中

校長	四種
校舎主任である教頭(人事委員会の定めるものに限る。)	五種

を

校長
教頭(人事委員会承認したものに限る。)

四種

に改め、同表の市町村立学校の養護学校の項中

校長	教頭 分校主任である教諭 部主事である教諭
----	-----------------------------

を
に改める。

校長	教頭(人事委員会承認したものに限る。)
教頭	部主事である教諭

附則

この規則は、昭和五十四年一月一日から施行する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十四号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。
別表第二を次のように改める。

別表第二 (第六条関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員	3 項職員	4 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種			
1 年 未 満	円 170,000	円 158,000	円 141,000	円 109,000	円 70,000	円 35,000	円 2,500	円 1,000
1年以上2年未満	170,000	158,000	141,000	109,000	70,000	35,000	2,000	700
2年以上3年未満	170,000	158,000	141,000	109,000	70,000	35,000	1,500	400
3年以上4年未満	170,000	158,000	141,000	109,000	70,000	35,000	1,000	
4年以上5年未満	170,000	158,000	141,000	109,000	70,000	35,000	500	
5年以上6年未満	170,000	158,000	141,000	109,000	70,000	35,000		
6年以上7年未満	170,000	158,000	141,000	109,000	70,000	33,500		
7年以上8年未満	170,000	158,000	141,000	109,000	70,000	31,700		
8年以上9年未満	170,000	158,000	141,000	109,000	70,000	29,900		
9年以上10年未満	170,000	158,000	141,000	109,000	70,000	28,100		
10年以上11年未満	170,000	158,000	141,000	109,000	70,000	26,300		
11年以上12年未満	170,000	158,000	141,000	109,000	70,000	24,500		
12年以上13年未満	170,000	158,000	141,000	109,000	70,000	22,700		
13年以上14年未満	170,000	158,000	141,000	109,000	70,000	20,900		
14年以上15年未満	170,000	158,000	141,000	109,000	70,000	19,600		
15年以上16年未満	170,000	158,000	141,000	109,000	70,000	18,300		
16年以上17年未満	165,600	154,000	137,700	106,400	68,400	17,000		
17年以上18年未満	161,200	150,000	134,400	103,800	66,800	15,700		
18年以上19年未満	156,800	146,000	131,100	101,200	65,200	14,400		
19年以上20年未満	152,400	142,000	127,800	98,600	63,600	13,100		
20年以上21年未満	148,000	138,000	124,500	96,000	62,000	11,900		
21年以上22年未満	142,700	133,200	120,500	92,900	60,000	11,200		

22年以上23年未満	137,400	128,400	116,500	89,800	58,000	10,500		
23年以上24年未満	132,100	123,600	112,500	86,700	56,000	9,800		
24年以上25年未満	126,800	118,800	108,500	83,600	54,000	9,100		
25年以上26年未満	121,500	114,000	104,500	80,500	52,000	8,400		
26年以上27年未満	113,700	106,700	98,000	75,500	49,000	7,700		
27年以上28年未満	105,900	99,400	91,500	70,500	46,000	7,000		
28年以上29年未満	98,100	92,100	85,000	65,500	43,000	6,500		
29年以上30年未満	90,300	84,800	78,500	60,500	40,000	6,000		
30年以上31年未満	83,000	78,000	72,000	55,500	37,100	5,500		
31年以上32年未満	75,700	71,200	65,500	50,500	34,200	5,000		
32年以上33年未満	68,400	64,400	59,000	45,500	31,800	4,500		
33年以上34年未満	61,300	58,000	52,900	41,200	28,600	4,000		
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	3,500		

備考

- この表に掲げる金額は、期間の区分欄の各欄に該当する期間に支給すべき初任給調整手当の月額を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員を、「4項職員」とは、同条第4項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは、同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは、同項第5号の職を占める職員をいう。
- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十五号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第一号中「一万四千元」を「一万五千元」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の通勤手当の支給に関する規則の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十六号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 (第四条関係) 教育職給料表(二)の適用を受ける者

職務の等級 号給	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	円	円	円	円
1	15,000	—	5,200	—
2	15,400	9,400	5,400	4,800
3	15,800	9,800	5,700	5,000
4	16,300	10,300	6,000	5,200
5	16,700	10,700	6,300	5,400
6	17,100	11,100	6,600	5,600
7	17,500	11,500	7,000	5,900
8	17,900	11,900	7,300	6,200
9	18,300	12,400	7,600	6,500
10	18,700	12,800	7,900	6,800
11	19,000	13,200	8,300	7,100
12	19,400	13,600	8,600	7,400
13	19,600	14,000	8,900	7,700
14	19,900	14,400	9,300	8,000
15	20,200	14,800	9,700	8,300
16		15,100	10,100	8,600
17		15,500	10,500	8,800
18		15,900	10,900	9,100
19		16,300	11,300	9,400
20		16,700	11,700	9,700
21		17,100	12,100	9,900
22		17,400	12,500	10,200
23		17,700	12,900	10,400
24		18,000	13,300	10,600
25		18,300	13,700	10,800
26		18,500	14,000	11,000
27		18,700	14,400	11,200
28		18,900	14,700	11,400
29		19,100	15,000	11,500
30			15,400	11,600
31			15,700	11,700
32			16,000	
33			16,300	
34			16,500	
35			16,800	
36			17,000	
37			17,200	
38			17,400	
39			17,600	

別表第二 (第四条関係) 教育職給料表(一)の適用を受ける者

職務の等級 号給	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
1	15,000	—	5,700	—
2	15,400	11,100	6,000	4,800
3	15,800	11,500	6,300	5,000
4	16,300	11,900	6,600	5,200
5	16,700	12,400	7,000	5,400
6	17,100	12,800	7,300	5,600
7	17,500	13,200	7,600	5,900
8	17,900	13,600	7,900	6,200
9	18,300	14,000	8,300	6,500
10	18,700	14,400	8,600	6,800
11	19,000	14,800	8,900	7,100
12	19,400	15,100	9,300	7,400
13	19,600	15,500	9,700	7,700
14	19,900	15,900	10,100	8,000
15	20,200	16,300	10,500	8,300
16		16,700	10,900	8,600
17		17,100	11,300	8,800
18		17,400	11,700	9,100
19		17,700	12,100	9,400
20		18,000	12,500	9,700
21		18,300	12,900	9,900
22		18,500	13,300	10,200
23		18,700	13,700	10,400
24		18,900	14,000	10,600
25		19,100	14,400	10,800
26			14,700	11,000
27			15,000	11,200
28			15,400	11,400
29			15,700	11,500
30			16,000	11,600
31			16,300	11,700
32			16,500	11,900
33			16,800	12,000
34			17,000	12,100
35			17,200	12,300
36			17,400	
37			17,600	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の義務教育等教員特別手当に
関する規則の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

職員の特務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

昭和五十三年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十七号

職員の特務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事
委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第九条の十八第二項及び第九条の二十九第一項中「十メートル以上と
は、」を「十五メートル以上及び十メートル以上とは、それぞれ」に改め
る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則をここに公

布する。

昭和五十三年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十八号

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和四十七年一月鳥取県人事委
員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「四千元」を「四千四百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の教職調整額の支給方法等に
関する規則の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

昭和五十三年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十九号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正
する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則（昭和四十年三月

鳥取県人事委員会規則第十号の一部を次のように改正する。

別表中	28.5
	22.0
	14.4
	10.6
	8.8
	6.7
	6.8
を	29.4
	22.7

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

14.9
10.9
9.1
6.9
6.5